

■ その他の基準見直し検討項目

資料 6

種別	区分	内容		理由(根拠法令等)
共通	新規	現行	なし	-
		改正案	●里親申込者の基本要件 東京都内に居住していること。	児童福祉法施行規則第36条の41第1項及び第3項、同条の47
養育家庭 養子縁組里親 親族里親	新規	現行	なし	-
		改正案	●里親申込者の基本要件 東京都が実施する認定前研修を修了していること。	児童福祉法施行規則第1条の35 同規則第36条の42第2項 等
共通	新規	現行	なし	-
		改正案	●里親申込者の基本要件 里親制度が社会的養護であることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号)を遵守するとともに、児童相談所等関係機関と協働することが可能であること。	児童福祉法第45条の2 里親委託ガイドライン6
親族里親	修正	現行	●里親申込者の基本要件 次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。 ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。 イ 里親申込者へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない状況にあること。(注4) (注4) 親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として児童福祉施設への入所措置を余儀なくされる場合に適用する。	児童福祉法施行規則第1条の39 (改正前)里親制度運営要綱 第5の5(1)～(3)
		改正案	●里親申込者の基本要件 次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。 ア 現行どおり イ 里親申込者へ親族里親としてその養育を委託しなければ、その親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況等にあること。 (解説) アの「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと」には、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合などが含まれること。 イの「経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況等」を確認するため、少なくとも児童扶養手当の支給対象(一部支給)となり得る所得額であることを確認すること。	児童福祉法施行規則第1条の39 里親制度運営要綱 第5の5(1)～(3)